

煙火消費の事故防止対策について

- 1 煙火消費に起因する災害事故が発生した場合、火薬類取締法上の責任は煙火打上げ、仕掛けに直接従事する責任者を受けた者にあります。
- 2 煙火を消費する者は、煙火消費に起因する災害事故等に対し責任を負う能力が充分あり災害事故の防止対策及び警備体制を充分講じることができなければなりません。
- 3 災害事故等の緊急事態が発生した場合、消防・警察等関係機関への通報など迅速かつ適切な対応、措置がとれるようにしておく必要があります。
- 4 煙火消費場所は、通路、人の集合する場所、建物等に対して安全な距離をとらなければなりません。この際、危険区域に通じる道路及び危険区域に進入可能な個所には、警戒柵、警戒ロープの設置等を行うと同時に、「危険区域」及び「立入禁止」の警戒札を掲げて関係者以外の者が危険区域に立ち入れないように措置をとって下さい。
- 5 道路と危険区域が交差する地点、危険区域に通じる道路への進入地点等、要所に警戒員を配置し、また、夜間等は赤色燈火を使用する等、煙火消費中は厳重な警戒措置をとって下さい。
- 6 消費場所付近で火災発生の恐れのある区域は、事前に除草や可燃物の除去を行ってください。また、消費当日は事前に十分な散水を行い消火用水や消火器を準備する等、火災予防に努めて下さい。
- 7 煙火による事故や災害が発生した場合に、緊急車両の進入や消火・救急活動等が速やかにできるよう、緊急車両の進入経路も十分考慮して下さい。
- 8 風速10m以上の強風、風雨、火災警報の発令時又は降雨等により煙火の消費に対する安全性が確保できない場合、又はその他天候上の理由により危険性がある場合は、煙火の消費を中止しなければなりません。
- 9 煙火の消費終了後、不発煙火（星、雷等を含む）いわゆる黒玉の回収を確実に行って下さい。不発煙火を見つけた場合は、水に浸す等措置し、速やかに煙火打上業者に処理を依頼して下さい。不発煙火が未回収のまま放置されると思わぬ事故を起こすことになるかもしれません。回収指揮者を決め作業を行うようにして下さい。また、危険区域の解除は不発煙火の回収作業終了後に行って下さい。
- 10 煙火事故への対応について
 - (1) 人身事故の場合は、直ちに医師の手当てを受けさせて下さい。
 - (2) 事故等により安全な煙火消費の継続が困難になった時は、煙火消費の中止をして下さい。ただし、軽微な事故の場合には煙火消費を中断し安全確認を行った後に煙火消費を再開して下さい。
 - (3) 煙火の事故が発生した場合は、その現状を変更することなく直ちに新城市消防本部予防課危険物係（平日の場合・☎0536-22-4809）（休日・祝日及び夜間の場合・情報指令室☎0536-22-1119）及び新城警察署生活安全課（☎0536-22-0110）へ速やかに通報しなければなりません。